

北子委収第1号
令和6年3月5日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市子どもの権利委員会
委員長 森 田 満理子

北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について（答申）

令和4年10月17日付け北福子発第257号で諮問を受けた北本市子どもの権利に関する行動計画について、当委員会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当委員会は、市長から諮問された北本市子どもの権利に関する行動計画について、その案を慎重に審議した結果、おおむね妥当とする。

今後、計画の推進にあたっては、子どもの権利を尊重し、子どもの年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現に向け、別紙の当委員会の意見に十分配慮され、計画の実現に努められたい。

意 見

1 子どもの権利に関する条例の普及啓発について

子どもの権利の保障を通して、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、その出発点として、子どもを含む全ての市民が、北本市子どもの権利に関する条例を知り、子どもの権利を学ぶことに重点が置かれなくてはならない。

令和4年度、市が実施した「子どもの権利に関する市民意識調査」の結果では、「子どもの権利」の認知度は、いずれの世代も50%に及ばず、さらに、「北本市子どもの権利に関する条例」の認知度については、全ての世代で10%前後と低く、十分な周知がなされる必要がある。

子ども、子どものすぐそばでともに生活する市民、さらに、広く地域の市民、全世代の市民が、子どもの権利と北本市子どもの権利に関する条例を知ることができるよう、これらの普及に向けた取組を強力に推進されたい。

2 子どもの権利に関する研修について

全ての市民が「北本市子どもの権利に関する条例」を知り、子どもの権利を学ぶことが重要であることの認識のもと、学習会等の工夫、体系的で質の高い研修の実施を強く求める。

市民にとって、子どもの権利を知り学ぶことが、真に楽しく価値のあるものとして実感されることが重視されなくてはならない。

子ども自身、広く地域の市民ばかりではなく、子どもに関係する施設等の職員など、全ての市民が子どもの権利を視点とする見方、考え方を、自分の日常に持ち込み、日常を見つめ、自らが考え行動する際の、内なる指針として育んでいけるようにすることを目指されたい。

3 子どもの意見表明、社会参加への配慮について

子どもの意見表明、社会参加の機会の確保は、基本目標2に掲げる取組を着実に推進されたい。

子ども時代を生きる子どもが、人として、市民として、主体的に社会と関わって、自分の気持ちに気づき、自分なりの考えをもつことができるように、子ども自身への教育が大事にされなくてはならず、さらに、子ども

の気持ちや考えに、社会からの温かく深い関心が向けられ、大切に扱われなくてはならない。

共に社会の一員である、子どもへの十分な情報提供や丁寧な説明などをしっかりと行うとともに、子どもが意見表明、社会参加しやすくなるよう十分な配慮に努められたい。